

## 佐賀県規則第44号

佐賀県知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、知事の職務を代理する副知事の順序を次のように定める。

第1順位 副知事 落合裕二

第2順位 副知事 南里隆

附 則

この規則は、令和5年6月5日から施行する。